

医療情報取得加算について

マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めております。国が定めた診療報酬算定要件に従い、診療報酬点数を算定します。

正確な情報取得・活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご理解ご協力をお願いいたします。

令和6年12月より

初診（月1回）	1点
---------	----

再診（3カ月に1回）	1点
------------	----